

浦臼町農産物処理加工施設 ブドウ果搾汁施設

指定管理者募集要領

令和 7年 9月 3日

北海道樺戸郡浦臼町

浦臼町農産物処理加工施設「ブドウ果搾汁施設」指定管理者指定要領

浦臼町（以下「町」という。）は、浦臼町農産物処理加工施設ぶどうの丘恵彩館（以下「恵彩館」という。）が浦臼町農産物処理加工施設設置及び管理に関する条例（平成17年9月14日条例第24号）第1条の規定を効果的かつ効率的に達成するため、浦臼町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年浦臼町条例第20号。以下「指定手続等条例」という。）第2条の規定に基づき、以下のとおり指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。（以下「法」という。））第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募します。

1 施設の名称及び位置

- (1) 名 称 ぶどうの丘 恵彩館
- (2) 所 在 地 樺戸郡浦臼町字於札内381番地の10
- (3) 施設概要
 - ア 建設年度 平成15年度（経営構造対策事業）
 - イ 構 造 鉄骨造 平屋建て
 - ウ 敷地面積 2,730.600㎡
 - エ 延床面積 391.066㎡
 - オ 施設設備 ブドウ果搾汁施設

2 申込資格

- (1) 団体であること。
- (2) 団体又はその代表者が次の事項に該当しないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本町における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - エ 法第244条の2第11項の規定による指定の取消を受けたことがある者
 - オ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
 - カ 国税及び地方税を滞納していないこと
- (3) 酒税法（昭和28年法律第6号）第8条の規定に基づく、酒母又はもろみ製造免許がブドウ果搾汁施設において取得可能であること。

3 公募要領の配布

- (1) 配布場所（問い合わせ先等も同様）
 - 浦臼町役場産業課農政係
 - 〒061-0692 樺戸郡浦臼町字ウラウスナイ183番地の15
 - TEL 0125-68-2114（産業課直通）
 - FAX 0125-68-2285
- (2) 公募期間
 - 令和 7年 9月 3日（水）から
 - 令和 7年10月17日（金）まで
 - ただし、土日祝祭日は除く
 - （配布時間 午前8時30分から午後5時15分まで）

4 申込書類

(1) 申込書（別記第1号様式）

(2) 申込み資格を有していることを証する書類

申 込 資 格			書 類 の 内 容
2（１）	法 人 の 場 合		・法人登記簿の謄本 ・団体の定款、寄付行為又はこれに相当する書類
	非 法 人 の 場 合		・団体の規約
2（２）ア及びイ	法 人 の 場 合		不 要
	非 法 人 の 場 合		・代表者の身分証明書
2（２）ウ及びオ			・2（２）ウ及びオに該当しない旨の申立書（別記第2号様式）
2（２）カ	国 税 及 び 地 方 税	納税義務がある場合	・納税証明書（この要領の配布開始日以降に交付されたもの）
		納税義務がない場合	・その旨を記載した申立書（別記第2号様式）
2（３）			・上記2（１）の書類と同じ

(3) 管理業務の計画書（別紙1）

(4) 管理に係る収支計画書（別紙2）

(5) 団体の経営状況を説明する書類

ア 前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体及び新たにこの施設の管理業務以外の事業を開始する団体のみ）

(6) 団体の活動内容等を記載した書類

ア 事業報告書（作成している場合のみ）

イ 役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

5 選定基準

次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体等を指定管理者の候補者として選定するものとします。

- ① 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- ② 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- ③ 事業計画書に沿った公の施設の管理、運営を安定して行う人員、資産、その他の経営規模及び能力を有しており、又は確実に確保できる見込みがあること。

- ・施設管理、運営の計画、内容（特産品の製造販売、開発研究、清掃、機器保守点検など）
 - ・施設管理に必要な人員配置計画
 - ・年間事業計画に関する基本方針
 - ・安全管理についての基本方針（事故防止、防犯、衛生）
 - ・公共性についての取組（住民や地域団体、企業、自治体と連携した事業展開など）
 - ・熱意、意欲
- ④ 収支計画書の内容が、公の施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ・申請団体の経営状況
 - ・申請団体の事業実績
 - ・施設管理及び事業運営経費の収支計画

【参考資料等】

- ・公の施設指定管理者指定申込書（別記第1号様式）
- ・申込資格に関する申立書（別記第2号様式）
- ・浦臼町農産物処理加工施設ブドウ果汁施設「ぶどうの丘恵彩館」指定管理者仕様書
- ・事業計画書（別紙1）
- ・収支計画書（別紙2）
- ・ぶどうの丘恵彩館平面図

◎関係法令及び条例等

- ① 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2
- ② 浦臼町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年浦臼町条例第20号）
- ③ 浦臼町農産物処理加工施設設置及び管理に関する条例（平成17年浦臼町条例第24号）
- ④ 浦臼町農産物処理加工施設管理運営規則（平成17年浦臼町規則第31号）
- ⑤ 浦臼町行政手続条例（平成9年浦臼町条例第1号）
- ⑥ 浦臼町情報公開条例（平成12年浦臼町条例第21号）
- ⑦ 浦臼町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年浦臼町条例第7号）